

滑川市教育・保育施設利用者負担徴収基準額表

第2子以降の利用者負担額を平成28年度4月分から無料にしています。

区分	教育階層	保育階層	所得区分 (前年度市民税課税額)	利用者負担					
				1号 教育標準時間	2号 保育標準時間	2号 保育短時間	3号 保育標準時間	3号 保育短時間	
①	I	A	生活保護世帯						
②	II	B01	ひとり親等世帯 (市民税非課税/均等割のみ)	幼児教育・保育無償化のため 令和元年10月分から無料					
②		B	市民税非課税世帯						
③		C01	市民税均等割額のみ (所得割非課税世帯)						10,600
④	III	C02	市民税所得割額 12,000円未満				13,400	13,100	
⑤		C03	市民税所得割額 48,600円未満				14,700	14,400	
⑥		D01	市民税所得割額 63,000円未満				17,900	17,500	
⑦		D02	市民税所得割額 77,101円未満				23,600	23,100	
⑧		D03	市民税所得割額 97,000円未満				28,000	27,500	
⑨		D04	市民税所得割額 115,000円未満				29,800	29,200	
⑩		D05	市民税所得割額 133,000円未満				31,900	31,300	
⑪		D06	市民税所得割額 151,000円未満				34,200	33,600	
⑫	IV	D07	市民税所得割額 169,000円未満				36,000	35,300	
⑬		D08	市民税所得割額 211,201円未満				37,900	37,200	
⑭		D09	市民税所得割額 301,000円未満				39,300	38,600	
⑮		V	D10	市民税所得割額 397,000円未満				41,300	40,500
⑯		D11	市民税所得割額 397,000円以上				43,300	42,500	

- 注) 1. 保育短時間認定を受けた子どもの利用者負担は、保育標準時間認定（長時間認定）を受けた子どもの利用者負担額の98.3%を基本に設定します。
2. 年齢については、令和8年3月31日現在の満年齢により決定します。
3. 階層区分は、4～8月は前年度分の市民税、9月から翌年3月は当年度分の市民税により決定します。
4. 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除は適用されません。
5. 利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合算する場合があります。
6. 第1子の児童の利用者負担額は基準額表の額の2分の1とします。ただし、③～⑥の一部の区分（市民税所得割額が57,700円未満の世帯）に属する世帯の第1子の児童の利用者負担額は基準額表の額の4分の1とします。（10円未満の端数は切り捨てします）
7. 前項の規定に関わらず、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等は、③～⑦の区分に属する世帯の第1子の児童の利用者負担額は無料とします。
8. 第2子以降の児童の利用者負担額は無料とします。
9. この利用者負担額その他、各園によって給食費・副食費などの実費徴収や上乗せ徴収があります。
10. この利用者負担額は子ども・子育て支援新制度の対象となる教育・保育施設等を利用する場合に適用されます。
11. 給付単価を限度とします。